

官報

号外 昭和四十年四月十三日

第四十八回 衆議院會議録 第三十一号

昭和四十年四月十三日(火曜日)

議事日程 第二十九号

昭和四十年四月十三日

午後二時開議

第一 銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の會議に付した案件

櫻内通商産業大臣の日鉄伊王島炭鉱爆発についての発言及び質疑

日程第一 銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
農地開発機械公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時七分開議

○議長(船田中君) これより會議を開きます。

櫻内通商産業大臣の日鉄伊王島炭鉱爆発についての発言

○議長(船田中君) 通商産業大臣から、日鉄伊王島炭鉱爆発について発言を求められております。これを許します。通商産業大臣櫻内義雄君。

○國務大臣(櫻内義雄君) 伊王島炭鉱災害について御報告を申し上げます。

初めに、このたび長崎県伊王島炭鉱において発生した災害によって犠牲者となられた方々に対し、深く哀悼の意を表するとともに、負傷された方々の一日も早い御回復を心からお祈りいたします。

先般の夕張炭鉱の災害後間もない今回の伊王島災害で多数の犠牲者を生ずるような事態に至りましたことにつきましては、まことに遺憾のきわみと存じている次第でございます。私も、現地で事故の惨状をつぶさに拝見いたし、今後このような災害を繰り返さないため、考えられる限りのあらゆる手段を尽くして炭鉱災害を絶滅しなければならぬとの決意を新たにしていまいったのであります。

災害の概況について申し上げます。四月九日午前六時十分ごろ、日鉄鉱業株式会社経営の伊王島炭鉱において爆発事故が発生し、同日三番方として当該区域において作業に従事していた鉱山労働者四十五名中三十二名が坑内に閉じ込められたのであります。災害発生と同時に、救護隊を招集し、救出作業に全力を尽くしたのであります。死者三十名、重軽傷者十四名の犠牲者を出したのであります。

政府といたしましては、災害発生と同時に、現地監督署、福岡鉱山保安監督局長及び本省の鉱山保安局長を現地に急派するとともに、関係政府職員で構成する伊王島炭鉱爆発調査団の現地への派遣、臨時伊王島炭鉱災害対策協議会の設置を行ない、各省庁の緊密な連絡のもとに、罹災者に対する医療対策、遺家族対策等につき適切な措置を講ずることといたしました。

また、本日の閣議の了承を得まして、通産省といたしましては、今後の災害の発生を未然に防ぎ、鉱山の保安状況を抜本的に改善するため、石炭鉱山保安緊急対策を実施することとし、五月一ぱい全国的に二斉総合検査を行ない、それに伴って従来の施策に加えて積極的な諸施策を講じます。

今回の不幸な災害をきびしい心のむちとし、今後の保安の確立のため、徹底的に原因を究明し、それに伴って十分な対策の確立をはかることを重ねて申し上げる次第であります。(拍手)

日鉄伊王島炭鉱爆発についての発言に対する質疑

○議長(船田中君) ただいまの発言に対して質疑の通告があります。順次これを許します。倉成正君。

〔倉成正君登壇〕

○倉成正君 私、自由民主党を代表いたしました。去る四月九日早朝発生いたしました日鉄伊王島炭鉱所の爆発事故に関して質問を行なわんとするものであります。

質問に先立ちまして、不幸にしてなくなられました三十名の方々の御冥福を祈るとともに、負傷されました方々の一日も早く御回復を心から念願するものであります。(拍手)

最近、石炭鉱山における大災害の頻発は、まさに目をおおわしめるものがありまして、いまや、単なる石炭産業における問題にとどまらず、大きな社会問題とさえなりつつあるのが現状であります。今日、石炭産業の危機が叫ばれ、その立て直した関係各界が懸命の努力を傾倒いたして下さるに、かかる惨事の発生を見たことは、まささなかに、かかる惨事の発生を見たことは、まことに遺憾のきわみであります。一昨年の三池炭鉱の大災害、さらに本年二月の夕張炭鉱の大惨事の記憶消えやらぬ今日、ここに伊王島炭鉱所の爆発事故について質問をいたさねばならないことを深く悲しむものであります。

この事故の推移を、全国十七万の炭鉱従事者が怒りと悲しみをもって注視しており、その取り扱いはいかんによっては、石炭産業の根底をゆすぶる重大問題に発展する可能性を持つておることを指摘したいのであります。今日この際、何よりも大切なことは、石炭産業が斜陽であるという観念を一てきして、石炭はエネルギーの国内資源として一定量ぜひとも必要であるということをも国の施策の上において明らかにすることが何よりも大切なことであると思っております。(拍手)また同時に、人命の尊重ということは近代社会においても何ものにも優先する事柄であるという観念を、関係労使のみならず、政府の関係者が認識することであると信ずるのであります。これらの事柄が明らかにされない限り、いかに当場の対策を講じても、石炭産業に従事する人々は自信と誇りを持つことができません。今日、優良鉱といわれる炭鉱にさえ若し労働力が獲得しにくいという事実は、これらのことを雄弁に物語っておるのであります。

私は、かかる観点に立って、以下、次の諸点について総理並びに関係大臣の見解をただしたいと思っております。

質問の第一は、今回の事故に処する総理の決意のほどであります。私は、事故発生以来、再度にわたり現地に参りましたが、今次災害が、わが国有数の優良炭鉱であ

り、保安優良炭鉱として名高い伊王島炭業所において発生したことを指摘したいのであります。かかる優良炭鉱においてさえこのような惨事の発生を見るのであるから、石炭鉱山における事故は避けることができないものであるという観念があるやに聞くのであります。一、人命尊重に關する総理の決意いかん、二、さらに、石炭は国内エネルギー資源としてぜひとも必要であり、国はあらゆる施策を講ずる用意がありやいなや、総理の決意のほどをお聞かせいただきたいのであります。

質問の第二点は、法制上の問題であります。

坑内は、御承知のごとく、地下数百メートルにあつて、大きな地圧の中に、あたかも生きものの親を呈しております。採炭現場、切羽におきましては、刻々ガス量も変化し、法定の許容量も、検定前とその後での変化が非常に大きな点が予想されるのであります。したがって、坑内には必ずガス計量器を設置し、常時ガス量の測定が可能になるがごとく、また、大手、中小を問わず、ガスマスクの早急な完備等、鉱山保安全般についての法制上の再検討を加えるべき時期に来ておると思ふのであります。この点について、通産大臣並びに労働大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

質問の第三点は、不幸にして殉職いたされた御遺族の方々や負傷者に対する国の保護についてであります。

今回の事故により一瞬にして一家の主柱を失ひ、ただぼろ然としてなすすべを失ひ、慟哭される御遺族の方々の中を思うとき、私もには申し上げることができないのであります。(拍手)このような御遺族の方々について、国は積極的な手を差し伸べなければなりません。御遺族の方々には、将来の就職のあつせん、住宅の確保、さらに生活の保護等につきまして、手厚い保護をなさねばなりません。また、負傷された方々の中には、ともすれば一酸化炭素の後遺症や回復後の再就職問題、あるいは生活の困窮等、種々なる困難にさらされることが多いと存じますので、これらの補償も含めましての援護措置についていかなる

策を講ずる用意がありや、通産、労働両大臣にお伺ひしたいと思ひます。

最後に、繰り返して申し上げます。この際、国が石炭産業に対する基本的施策を明らかにし、石炭産業に従事する人々に対し自信と誇りを持ち得るようになすこと、さらに、人命尊重はあらゆる施策に優先する觀念に徹すること、この二つの事柄を天下に明らかにすることこそ、今般の災害の大きな教訓であり、また、不幸にしてなくなられた方々の霊を慰めるゆえんであることを強調して、質問を終わらしていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君答覆〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 今回、伊王島にまた爆発事故を起し、多数の犠牲者を出しましたことについて、心から遺憾の意を表し、また、なされた方々に対して、衷心より哀悼の意を表するものであります。

ただいま御意見にありましたごとく、この際政府は、石炭産業の重要性、さらにまた、保安確保の必要性、これらを十分再認識し、そうして誇りと自信を持つ職場にすることがその基本的問題だ、かように私は考えます。第二次石炭調査団の答申におきましてもこれらの点に触れておりましたので、十分その答申を尊重し、今後とも安全の確保をはかつてまいるとともに、今回の災害についての原因を徹底的に究明いたしまして、これが対策を立て、そして万全を期してまいりたい、一その努力をするつもりでございます。

申すまでもなく、産業はそれぞれ生産の向上等を云々いたしますけれども、人間の生命の尊重なくして何の生産ぞやと、かように申し上げたいのであります。この意味において、一その徹底的な究明をし、対策を立てるつもりでございます。(拍手)

〔国務大臣櫻内義雄君答覆〕

○国務大臣(櫻内義雄君) 私へのお尋ねは二点でございます。鉱山保安法令の改正についてでございますが、昨年、第四十六国会におきまして、三池炭鉱

災害の原因究明に伴つて鉱山保安法を改正いたしましたのでございますが、今回の災害、及び夕張炭鉱の災害の実情にかんがみまして、徹底的な原因究明後に、必要な場合には、さらに法制の改正をいたしたいと思ひます。

また、援護の問題についてのお尋ねでございますが、臨時伊王島災害対策協議会を設けました、罹災者の救出、原因究明、遺族の援護措置、罹災者に対する医療対策について万遺憾なきを期しておりますが、御質問の趣旨に沿ひまして、細心の注意と、さらに徹底した施策を講じてまいる所存でございます。(拍手)

〔国務大臣石田博英君答覆〕

○国務大臣(石田博英君) 鉱山保安法の改正の問題につきましては、いま通産大臣がお答え申し上げましたとおりでございます。直接私の所管でございせんが、労働大臣の持つておられます勸告権を行使いたしまして、災害の未然防止に努力いたしたいと存じております。

遺族に対する補償、及び就職、職業訓練についてでございますが、遺族に対しましては、総額約五千万円すでに準備をいたしてございまして、四月十七日に支払いを行なうつもりでございます。

それから、就職される方々の就職の紹介、これは日鉄会社当局とも協力をいたしまして、万遺憾なきを期したいと存じておりますが、特に、職業の訓練を受けられる方につきましては、三井三池の災害のときと同様、訓練中の生活の援護も行なひまして、就職のあつせんにとめてまいりたい所存でございます。(拍手)

○議長(船田中君) 中村重光君。

〔中村重光君登壇〕
○中村重光君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま通産大臣から報告がありました日鉄伊王島炭燐の災害に關し、総理並びに通産、労働の両大臣に質問をいたします。

出しました。その痛ましい惨事に私たちの涙もかわかぬうちに、またまた長崎から炭燐爆発の悲しい知らせを受けたのであります。私は、この痛ましい犠牲者の方々に心から哀悼の意を表しますとともに、その御冥福をお祈りしつつ、まず第一に総理に御質問申し上げます。

一昨年十一月、三池炭燐で戦後最大の災害が起つたとき、国鉄の鶴見事故とも重なる重大災害といふこともあつて、本院は、人命の尊重と、保安、安全の確保を全國民の前に誓つたのであります。ところが、総理も御承知のとおり、交通災害は日常茶飯事でありまして、工場災害は増大の一途をたどつております。そして、炭燐災害は、最も残酷な形で、多くの労働者の命を一時のうちに奪つておりました。しかも、三井三池炭燐とい、北炭夕張炭燐とい、日鉄伊王島炭燐といわれこれらの炭燐は、すべて大手炭燐の優良ビルド炭燐であります。それにもかかわらず大災害を発生させたその原因について、私たちは、今度こそ絶対に目をおおつてはならないと思ふのであります。(拍手)

総理も御承知のとおり、昭和三十年から始まつた本格的な炭燐合理化はすでに十年の歴史を見ております。この間、炭燐労働者の数は三分の一に減少し、スクラップ・アンド・ビルド政策の過酷な推進によつて炭燐数は激減いたしました。それにもかかわらず炭燐災害が滅らぬ原因はどこにあるのでありましようか。災害の規模が大型化してこの事実が、一体どこに原因があるのではありませんか。生産第一主義からくるこの保安軽視といふことは、すでに世間の通説になつております。だが、政府も世間もこの表面的な指摘だけにとどまつて、その根底を流れるおそるべき人命無視の思想と、利潤追求のあくなき実体に、故意に目をそらしていると思はれるのであります。

戦後二十年の統計を見ますと、実に一万四千五百八十一人も多くの労働者が炭燐災害の犠牲となつております。鉱山保安法が施行された昭和二

年、第四十六国会におきまして、三池炭鉱

十四年から今回の伊王島爆発に至る犠牲者は、九千八百九十八名であります。実に一万人を数えているのであります。三池災害後に、学者、労使の海外保安調査団が派遣されましたが、その報告書によりますと、欧州においては過去十カ年の間に死亡者十人以上の災害件数は、ドイツ三件、フランス六件、イギリス四件と報告されております。しかるに、わが国においては実に二十八件に及んでいるのであります。イギリス、ドイツの出炭量がわが国の三倍ないし四倍であることを考えると、いかにわが国の災害が多いかを立証いたしておるのであります。(拍手)

また、最近、炭労が調べた調査報告を見ますと、炭鉱の九三%以上が、鉱山保安規則に違反していると言われております。伊王島炭鉱におきましても、保安改善事項として決定した件数が百件にもぼつておるのに、未処理のまま放置されているのであります。このことは、明らかに生産第一主義、保安無視の資本の論理が、今日もなお労働者を死の恐怖の前に立たせていると言つても過言ではないと思つておられます。(拍手)三池の大災害も、北炭の災害も、日鉄伊王島の災害も、その意味では起こるべくして起こつた人災として、私は限りなく憤りを感じるのであります。(拍手)

炭鉱の坑内は高温であります。湿度もきわめて高いのであります。しかも、太陽から完全に隔離された狭隘な坑道で重筋肉労働をしなければならぬのが炭鉱労働者の実態であります。このように、極度に条件の悪い労働環境に働かながら、なおかつ、重大災害の不安におびえて働かなければならぬ職場をこれ以上放置しておくことは、怠慢というよりもむしろ私は犯罪といわなければならぬと思つておられます。(拍手)

佐藤総理は、人間尊重を政治の根底に置くこと國民に公約されました。さらにまた、ただいまの倉成議員の質問に対しても人間尊重を強調されました。しかし、現実には人間無視が横行いたしておるではありませんか。総理は、社会の富をつ

くる人間の労働の尊厳についてどのような認識を持っておられるのか。炭鉱を、安心して働ける快適な職場とし、人命を尊重する職場とするため、総理はいかなる見解を持っておられるのか、その基本的考え方についてお伺いいたしたいのであります。

次に、私は、石田労働大臣にお伺いいたします。わが社会党は、炭鉱災害が発生するたびに、政府に対して具体的な保安対策の確立を要望してまいりました。そして、鉱山保安は、労働安全の立場から、通産省の所管ではなく、労働省の所管にすべきではないかと一貫して主張していることは、大臣も十分御存じのところであらうと思つておられます。通産省は、どう理屈をつけようとも、生産第一に事を処理する行政機構であることとは否定できません。その通産省に鉱山保安の責任を負わせることは適当ではないのであります。この際、心機一転して、鉱山保安の所管を労働省に移し、徹底した保安、安全対策をとるべきであると思つておられますが、石田労働大臣の見解を伺いたいのであります。

次に、櫻内通産大臣にお尋ねいたします。炭鉱労働者の事故は、昭和三十年には六・四人に一人の割合であつたのでありますが、三十九年には三・八人に一人の割合と倍増いたしております。このことは、いかに過酷な労働が炭鉱労働者の犠牲の上に進められておるかを雄弁に物語つておるのであります。同時に、これまで強行された石炭合理化政策が完全に破綻しているという歴然たる証拠でもあらうと思つておられます。ところが、通産大臣は、伊王島炭鉱の災害現地視察に際しまして、ビルド鉱が保安を軽視するはずがない、このように記者会見において公言いたしております。この発言を聞いて強い憤りにかられたのはおそろしく私だけではないと思つておられます。一体この事実を直視して、通産大臣はほんとうにそのような考え方を持っておられるのか、そ

うした考えこそが炭鉱災害の頻発の要因であると

私は指摘しておきたいのであります。昨十二日、本院の石炭対策特別委員会と石炭大手十七社との懇談会において、業界側は、保安は生産のためにある、保安を完全にすることは山がつぶれることだ、こう述べられたのであります。このような業界側の考え方を大臣はどのように受けとめられるのか、これでもビルド鉱が保安を軽視していないと言ひ得るのか、私はお伺いいたしたいのであります。

最後に、私は再度総理にお尋ねいたします。私は、もはや今日の炭鉱は、保安監督の強化だけでは処理できない、抜本的な対策を要する一大転機に当面していると思つておられます。これ以上利潤追求を第一義に置く私企業経営を続けるならば、炭鉱はおそろしく崩壊するであらうと思つておられます。私は、もはやわが国の炭鉱は、災害絶滅と唯一のエネルギー資源の確保の立場からも、保安、生産を国の責任において行なうべき段階にきておると思つておられます。すなわち、この際、炭鉱を国有国営とし、労働者が安心して労働の喜びに浸れるよう、抜本的な石炭政策を確立すべきではないか、このように考へるのであります。総理の見解をただしたいのであります。(拍手)

私は、このことこそが、炭鉱の地下深く眠る多くのとうとうと労働者の霊に報いる道であり、政治家としてなすべき責務であることを最後に強調いたしまして、この痛ましい炭鉱災害に対する私の質問を終わる次第であります。(拍手)

「内閣総理大臣佐藤廉作君登壇」
 ○内閣総理大臣(佐藤廉作君) よりよき生活を築く、そのために働く、しつらしてその労働者がその職場において生命を失う、これはいへん私は矛盾した事柄だと思つておられます。われわれが行政をいたします場合におきましても、この種の災害の絶滅を期するということは、これが行政の主要なる柱の一つである、かような意味におきまして、今日までも災害の防止に格段の努力を払つてまいりましたのであります。しかし、ただいま中村君の御指

摘のごとく、工場災害あるいは炭鉱災害、さらにまた交通災害等、いずれもそのあとを断たないことは、まことに遺憾のきわみであります。今回のこの災害につきましても、これらの点を深く反省いたしまして、そうして災害防除に万全を期すあらゆる面からの検討を加えて、そうして対策を立てていきたい、かように思つておられます。

ただいま最後に、これを国営に移して、そうして安心のできる職場にし、こういふ御意見を伺いました。この点については、いろいろの意見のあることは中村君も御承知のとおりだと思つておられます。政府は、第二次石炭調査団の報告、これを尊重してまいりつてもあります。この調査団の報告では、民営私企業の形態のもとにおいて、経理を改善することにより石炭産業の安定は期せられる、かような意味において、災害の防除につき万全を期していく、かような答申を得ておられます。われわれは、この答申の線を尊重してまいりつてもあります。ただいま直ちに国営に移す、かような考え方は持つておりません。(拍手)

「國務大臣石田博英君登壇」
 ○國務大臣(石田博英君) 鉱山保安行政の所管の問題につきましては、現行労働基準法が施行せられるときに問題になりまして以来、鉱山の災害が起るたびごとに、ただいま中村君のような御議論を承つてまいりました。基準法施行のときには問題になりながら通産省所管と相なりましたのは、まず第一に、従来この行政が商工省で行なわれておつたという経緯、それからいま一つは、その当時、石炭増産が大きな施策の中心であつたというところによるものでございました。しかし、それだけに、生産を所管する官庁が保安行政を担当するといふ問題が残ることは、私は、率直に認めなければならぬと存じます。この労働者保護の行政を通産省に責任を負わせておるといふ御発言でございましたが、われわれは、労働者保護の責任を負つておられます役所といたしまして、決して責任を他に負わせて甘んじているものではないのでございまして、十分責任を負う体制にあるこ

と

とを申し上げますとともに、御議論の方向に向かつて検討する必要があると考えておる次第でございます。それまでの間は、勸告権を行使いたしまして、両省密接な連絡をとりまして、効果をあげてまいりたいと存じております。(拍手)

〔國務大臣櫻内義雄君登壇〕

○國務大臣(櫻内義雄君) 石炭産業にありまして、ビルド銃であるとかないとかというところにかかわらず、保安を監視することがもしあつては、それはゆゆしいことである、こう思います。私は、従来しばしば申し上げますように、特に石炭産業の場合には、掘る前に保安というものが確立されなければならぬ、こういうことをはつきり申し上げておるのでありますが、私の言うことが徹底しないことをまことに遺憾に思います。

今回、この事故にかんがみまして、札幌、平、宇部、福岡に、石炭鉱山保安緊急対策本部を設置いたしました。各対策本部より保安調査団を派遣し、五月一ばいまでに各鉱山の保安状況の総合検査を行ないまして、保安強化を徹底する考えでございます。(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。

日程第一 銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(船田中君) 日程第一、銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年二月二十六日

衆議院議長 船田 中殿 参議院議長 重宗 雄三

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律 銃砲刀剣類等所持取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。

銃砲刀剣類等所持取締法

目次中「第三条」を「第三条の二」に、「火なわ式銃砲を、火なわ式銃砲等の古式銃砲に、」第二十二條を、第二十一條の二に、「第三十六條」を、第三十七條に改める。

第二条第一項中「銃砲」とは、「の」の下に「けん銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他」を加える。

第三条第一項中「次条」を「第四条」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第四条第一項第一号の規定により建設業の用途に供するため必要な銃砲の所持の許可を受けた者の監督の下に建設作業に従事する者(許可を受けた者があらかじめ住所地(法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について同号の規定による許可を受けたものにあつては、当該事業場の所在地)を管轄する都道府県公安委員会に届け出たものに限る。以下「建設作業に従事する者」という。は、前項の規定にかかわらず、許可に係る銃砲を許可を受けた者の指示に基づいて業務上使用するために所持することができる。 第一章中第三条の次に次の一項を加える。

(けん銃等の輸入の禁止) 第三条の二 何人も、次の各号の一に該当する場合を除いては、けん銃、小銃、機関銃又は砲(以下「けん銃等」という。)を輸入してはならない。

一 国又は地方公共団体が前条第一項第一号又は第二号の所持に供するため必要なけん銃等を輸入する場合

二 国又は地方公共団体から前号のけん銃等の輸入の委託を受けた者が委託に係るけん銃等を輸入する場合

三 次条第一項第二号又は第三号の規定によりけん銃等の所持の許可を受けた者が許可に係るけん銃等を輸入する場合

四 前号に規定する者から許可に係るけん銃等の輸入の委託を受けた者が委託に係るけん銃等を輸入する場合

五 第六条第一項の規定によりけん銃等の所持の許可を受けた者が許可に係るけん銃等を輸入する場合

第四条第二項中「住所地」の下に「又は法人の事業場の所在地」を加え、同条第五項中「住所地」を「法人の事業場の所在地」に改める。

第七条第二項中「以下同じ。」の下に「又は法人の事業場の所在地」を加える。

第八条第二項中「住所地」の下に「又は法人の事業場の所在地」を加える。

第十一条第一項及び第二項中「許可を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者」を「第四条又は第六条の規定による許可を受けた者」に改め、同条第九項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」に掲げる「前二項の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 建設作業に従事する者が当該許可を受けた者の指示に基づかないで当該銃砲を所持した場合を除く。は、都道府県公安委員会は、当該銃砲に係る許可を取り消すことができる。ただし、許可を受けた者が建設作業に従事する者とした当該行為を防止するために相当の注意を怠らなかつたことが証明された場合は、この限りでない。

第十二条中「前条第一項又は第二項」を「前条第一項から第三項まで」に、「当該銃砲又は刀剣類を所持する者」を「当該処分に係る者」に改める。

「第三章 火なわ式銃砲又は刀剣類の登録」を「第三章 火なわ式銃砲等の古式銃砲又は刀剣類の登録」に改める。

第十四条第一項中「火なわ式銃砲」を「火なわ式銃砲等の古式銃砲」に改める。

第十六条に次の一項を加える。

2 文化財保護委員会は、前項第一号又は第二号の規定により登録証の返納を受けた場合には、すみやかにその旨を登録証を返納した者の住所を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならぬ。

第十七条第一項中「相続し」を「相続により取得し」に、「すみやかに」を「二十日以内に」に、「しなかつた」を「した」に改め、当該銃砲又は刀剣類の返還を受けたに改める。

第十八条に次の二項を加える。

2 登録を受けた銃砲又は刀剣類を譲り受け、借り受け、又はこれらの保管の委託を受ける者は、当該銃砲又は刀剣類の登録証とともにしななければならぬ。

3 何人も、当該銃砲又は刀剣類とともにする場合を除いては、登録証を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

第二十條中「第十六條」を「第十六條第一項」に改める。

第二十一條の二に次の一項を加える。

2 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、譲受人若しくは借受人が第三条第一項第一号、第二号、第六号若しくは第九号に該当することを確認した場合又は譲受人若しくは借受人が第七条第一項の許可証を提示した場合でなければ、当該銃砲又は刀剣類を譲り渡し、又は貸し付けてはならない。

第二十四條の二第八項及び第二十七條第三項中「第十一條第六項及び第七項」を「第十一條第七項及び第八項」に、「同條第六項」を「同條第七項」に改める。

第二十八條第一項中「火なわ式銃砲」を「火なわ式銃砲等の古式銃砲」に改める。

第二十九條中「二百圓」を「五百圓」に改める。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條 第三條の二の規定に違反した者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処す。

2 營利目的で前項の違反行為をした者は、七年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第三十一条の次に次の三条を加える。

第三十一条の二 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反してけん銃等又は猟銃を所持した者

二 偽りの方法によりけん銃等又は猟銃の所持について第四条又は第六条の規定による許可を受けた者

第三十一条の三 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反して銃砲(けん銃等及び猟銃を除く。次号において同じ。)又は刀剣類を所持した者

二 偽りの方法により銃砲又は刀剣類の所持について第四条又は第六条の規定による許可を受けた者

三 偽りの方法により第十四条の規定による登録を受けた者

第三十一条の四 第十条第一項又は第二項(第二十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第三十二条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「第十条第一項若しくは第二項(第二十一条において準用する場合を含む。)又は」を削り、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十三条第一号を次のように改める。

一 第十八条第一項又は第二項の規定に違反した者

第三十五条第一号中「第十六条、第十八条」を

「第十六条第一項、第十八条第三項」に改め、同条第四号中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改める。

第三十六条中「第三十三条第一号」を「第三十二条第一号」に改める。

第三十七条中「第三十一条、第三十二条第二号」を「第三十一条から第三十一条の三まで、第三十二条第一号若しくは第三号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(経過規定)

2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持についてこの法律の施行の際現に改正前の銃砲刀剣類等所持取締法(以下「旧法」という。)第四条の規定による許可を受けているものは、この法律の施行の日から三十日以内に、当該事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会にその所在地を届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。

4 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持についてこの法律の施行の際現に旧法第四条の規定による許可を受けているもののこの法律の施行後における住所の変更については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法第七条第二項の規定は、適用しない。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(関係法令の一部改正)

6 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十一条を後段として次のように加える。

この場合において、第一号又は第四号の規定に該当する者が銃砲又は猟銃の製造をした者であるときは、五年以下の懲役若しくは三

十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

7 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第二号十二中「銃砲刀剣類等所持取締法」を「銃砲刀剣類所持等取締法」に、「火なわ式火器」を「火なわ式銃砲等の古式銃砲」に改め、同表第四号七中「銃砲刀剣類等所持取締法」を「銃砲刀剣類所持等取締法」に改める。

8 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第八号中「銃砲刀剣類等所持取締法」を「銃砲刀剣類所持等取締法」に改める。

9 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七十四条及び第九十七条第二項中「銃砲刀剣類等所持取締法」を「銃砲刀剣類所持等取締法」に改める。

10 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第一百五十五条(見出しを含む。)中「銃砲刀剣類等所持取締法」を「銃砲刀剣類所持等取締法」に改める。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長中馬辰猪君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔中馬辰猪君登壇〕

○中馬辰猪君 たいだいま議題となりました銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本案の要旨は、最近における暴力団その他による銃砲刀剣類の不法所持及び使用の実情にかんがみ、新たに拳銃等の輸入についての規制を設けるほか、銃砲刀剣類の譲渡等の取り扱いに関する規制を強化するとともに、銃砲刀剣類の不法な所持

及び携帯等に対する罰則を整備強化しようとするものであります。

本案は、参議院先議のため、当委員会に予備付託され、二月二十六日本付託となり、三月二日吉武国務大臣より提案理由の説明を聞き、四月六日参考人を招いて意見を聴取するなど、熱心に審査を進めてまいりましたが、四月九日、質疑を終了し、別に討論の通告もなく、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、自民、社会、民社の三党共同提案により、暴力犯罪絶滅のための対策を今後とも強化徹底するとともに、銃砲、火薬類による危害を防止するため、販売その他の取り扱いについても、特に規制を強化すべき旨の附帯決議案が提出されましたが、これまた全会一致をもって可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○海部俊樹君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、農地開発機械公団法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 海部俊樹君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案

昭和四十年四月十三日 衆議院会議録第三十一号

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案

七一九

昭和四十年四月十三日 衆議院會議録第三十一号

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。農地開発機械公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案

右

昭和三十九年二月十二日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案
農地開発機械公団法(昭和三十年法律第四百十二号)の一部を次のように改正する。
日次中「第三十八條」を「第三十八條の二」に改める。

第一条中「農地の造成」を「農用地の造成」に、「その効果的な運用を行い」とその効果的な運用を行なうとともに、農事組合法人等が行なう乳牛又は肉用牛の飼養の事業の用に供する草地及び農業用施設の造成等を一体として行ない」に改める。
第七条中「理事三人以内」を「理事四人以内」に改める。

第八条に次の一項を加える。
4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

第十八条第一項第一号中「農地」を「農用地」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同項第七号とし、同項第三号中「乳牛の繁殖を行ふこと」の下に「(前号に掲げるものを除く。)」を加え、同項第六号とし、同項第二号中「農地」を「農用地」に改め、「工事を行ふこと」の下に「(次号に掲げるものを除く。)」を加え、同号の次に次の三号を加える。

三 農事組合法人若しくは農業(これとあわせ行なう林業を含む。)及びこれに附帯する事業のみを行なうその他の法人で農民が主たる構成

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案

成員であるもの(農林省令で定めるものに限る。)が行なう乳牛若しくは肉用牛の飼養の事業又は地方公共団体、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行なう乳牛若しくは肉用牛の育成の事業の用に供する草地(主として家畜の放牧又はその飼料若しくは敷料の採取の目的に供される土地をいう。以下同じ)につき、委託を受けてその造成又は改良の工事を行なうこと。
四 前号の規定による造成又は改良の工事に係る草地とあわせて同号の飼養の事業又は育成の事業の用に供する畜舎その他の農業用施設の造成及び売渡しを行なうこと。
五 前号の規定による売渡しとあわせて、第三号の飼養の事業に係る乳牛若しくは肉用牛又は同号の飼養の事業若しくは育成の事業の用に供する機械等その他農林省令で定める物の売渡しを行なうこと。

第十八条第二項中「同項第一号及び第二号」を「同項第一号から第四号まで」に、「農地」を「農用地」に改め、同条第三項中「第一号及び第二号並びに」を「同項第一号から第四号まで及び」に改め、同条に次の二項を加える。
4 農林大臣は、公団に対し、第一項第三号から第五号までに掲げる業務につき、これらに係る事業が一体として円滑に行なわれるため必要な指示をすることができる。
5 農林大臣は、第一項第三号又は第五号の規定により農林省令を定めようとするときは、大臣に協議しなければならない。

第二十四条の見出しを「借入金及び農地開発機械公団債券」に改め、同条に次の六項を加える。
5 公団は、次条第一項に規定する場合のほか、農林大臣の認可を受けて、農地開発機械公団債券(以下「債券」という。)を発行することができる。
6 債券の債権者及び公団に対して資金の貸付けをしていける困復興開発銀行は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済

を受ける権利を有する。
7 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
8 公団は、農林大臣の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
9 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
10 第五項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。
第二十五条の見出しを削る。
第二十六条の見出し中「貸付」を「貸付け等」に改め、同条中「貸付をすることができ」を「貸付けをし、又は債券の引受けをすることができ」に改める。
第二十七条に次の一項を加える。
3 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第二十四条第五項の認可を受けて公団の発行する債券に係る債務(困復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第二項又は第三項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ債務を除く。)について保証契約をすることができる。
第二十八条中「長期借入金」の下に「及び債券」を加える。
第三十二条第一号中「若しくは第三項ただし書」を「第三項ただし書、第五項若しくは第八項に改める。
第六章中第三十八條の次に次の一條を加える。
第六條中第三十八條の次に次の一條を加える。
(他の法令の準用)
第三十八條の二 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準

用する。
附則
この法律は、公布の日から起算して六十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由

酪農等の健全な発展に資するため、農地開発機械公団が農事組合法人等の行なう乳牛等の飼養の事業の用に供する草地及び農業用施設の造成等を一体として行なうことができるとし、あわせて同公団の役員及び債券の発行に關する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事谷垣專一君。

〔報告書は會議録に掲載〕

〔谷垣專一君登壇〕

○谷垣專一君 ただいま議題となりました内閣提出、農地開発機械公団法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。
本案は、酪農等の健全な発展に資するため、農地開発機械公団が農事組合法人等の行なう乳牛等の飼養育成の事業の用に供する草地及び農業用施設の造成または売り渡し等を一体として行ない、もって共同利用模範牧場を設置することができるとし、あわせて同公団の役員及び債券の発行に關する規定を整備しようとするものであります。

本案は、二月十二日提出され、二月十六日及び三月三十一日に提案理由の説明とその補足説明を聴取し、その後数回にわたり慎重に審査し、本十三日質疑を終了し、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しては、共同利用模範牧場については、買い受け者の負担を軽減するようにつとめるとともに、その売り渡し後における維持管理、運営等について十分なる指導を行なうこと等三項目の附帯決議が付されました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数、よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十五分散会

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 佐藤 榮作君
- 通商産業大臣 櫻内 義雄君
- 労働大臣 石田 博英君
- 國務大臣 吉武 恵市君

出席政府委員

- 内閣法制局第四部長 田中 康民君
- 農林政務次官 館林三喜男君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る九日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

オリンピック記念青少年総合センター法(通知書受領)

一、去る九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

財政法の一部を改正する法律

(常任委員辞任)

一、去る九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

- 島村 一郎君
- 森田重次郎君
- 木部 佳昭君
- 山田新治郎君
- 山田新治郎君
- 島村 一郎君

社会労働委員

- 小瀨 恵三君
- 森田重次郎君

(常任委員補欠選任)

一、去る九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員

- 山村新治郎君
- 小瀨 恵三君
- 森下 元晴君
- 島村 一郎君
- 山田新治郎君
- 小瀨 恵三君

社会労働委員

- 島村 一郎君
- 山田新治郎君
- 小瀨 恵三君

運輸委員

- 森田重次郎君
- 小瀨 恵三君

(理事補欠選任)

一、昨十二日、産業公害対策特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 二宮 武夫君

(理事角屋堅次郎君昨十二日委員辞任につきその補欠)

一、去る九日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員

- 吉川 久衛君
- 西岡 武夫君
- 泊谷 裕夫君
- 小笠 公昭君
- 直藏君
- 二階堂 進君
- 坂本 泰良君
- 中村 重光君
- 上林山榮吉君
- 中村 幸八君

野見山清造君

- 池田 清志君
- 大野 明君
- 山村新治郎君
- 稲葉 修君
- 藏内 修治君
- 澁谷 直藏君
- 飯谷 忠男君
- 小瀨 恵三君
- 大野 明君
- 武市 恭信君
- 山村新治郎君
- 江崎 真澄君
- 福田 一君
- 角屋堅次郎君
- 中野 四郎君
- 八田 貞義君
- 前田 正男君
- 辻原 弘市君
- 八木 一男君
- 大野 明君
- 山村新治郎君
- 池田 清志君
- 小笠 公昭君
- 野見山清造君
- 澁谷 直藏君
- 廣瀨 正雄君
- 植木庚子郎君
- 早稲田初右衛門君
- 佐藤 孝行君
- 廣瀬 正雄君
- 上林山榮吉君
- 中村 幸八君
- 飯岡 兵輔君
- 大野 明君
- 橋本龍太郎君
- 武市 恭信君
- 廣瀨 正雄君
- 植木庚子郎君
- 佐藤 孝行君
- 早稲田初右衛門君
- 飯岡 兵輔君
- 大野 明君
- 橋本龍太郎君
- 武市 恭信君
- 廣瀨 正雄君
- 植木庚子郎君
- 早稲田初右衛門君
- 佐藤 孝行君
- 廣瀬 正雄君
- 上林山榮吉君
- 中村 幸八君
- 飯岡 兵輔君
- 大野 明君
- 橋本龍太郎君
- 武市 恭信君

産業公害対策特別委員

- 宇野 宗佑君
- 熊谷 義雄君
- 村山 達雄君
- 佐々木秀世君
- 橋本龍太郎君
- 山村新治郎君
- 江崎 真澄君
- 福田 一君
- 角屋堅次郎君
- 中野 四郎君
- 八田 貞義君

一、昨十二日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

産業公害対策特別委員

- 宇野 宗佑君
- 熊谷 義雄君
- 村山 達雄君
- 佐々木秀世君
- 橋本龍太郎君
- 山村新治郎君
- 江崎 真澄君
- 福田 一君
- 角屋堅次郎君
- 中野 四郎君
- 八田 貞義君

(特別委員補欠選任)

一、去る九日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害対策特別委員

- 小枝 一雄君
- 坊 秀男君
- 森 義視君
- 前田 正男君
- 辻原 弘市君
- 八木 一男君
- 大野 明君
- 山村新治郎君
- 池田 清志君
- 小笠 公昭君
- 野見山清造君
- 澁谷 直藏君
- 廣瀨 正雄君
- 植木庚子郎君
- 早稲田初右衛門君
- 佐藤 孝行君
- 廣瀬 正雄君
- 上林山榮吉君
- 中村 幸八君
- 飯岡 兵輔君
- 大野 明君
- 橋本龍太郎君
- 武市 恭信君

一、去る十日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

石炭対策特別委員

- 植木庚子郎君
- 早稲田初右衛門君
- 佐藤 孝行君
- 廣瀬 正雄君
- 上林山榮吉君
- 中村 幸八君
- 飯岡 兵輔君
- 大野 明君
- 橋本龍太郎君
- 武市 恭信君

山村新治郎君

- 稻葉 修君
- 飯谷 忠男君
- 澁谷 直藏君
- 小瀨 恵三君
- 大野 明君
- 武市 恭信君
- 山村新治郎君
- 江崎 真澄君
- 福田 一君
- 角屋堅次郎君
- 中野 四郎君
- 八田 貞義君
- 前田 正男君
- 辻原 弘市君
- 八木 一男君
- 大野 明君
- 山村新治郎君
- 池田 清志君
- 小笠 公昭君
- 野見山清造君
- 澁谷 直藏君
- 廣瀨 正雄君
- 植木庚子郎君
- 早稲田初右衛門君
- 佐藤 孝行君
- 廣瀬 正雄君
- 上林山榮吉君
- 中村 幸八君
- 飯岡 兵輔君
- 大野 明君
- 橋本龍太郎君
- 武市 恭信君
- 廣瀨 正雄君
- 植木庚子郎君
- 早稲田初右衛門君
- 佐藤 孝行君
- 廣瀬 正雄君
- 上林山榮吉君
- 中村 幸八君
- 飯岡 兵輔君
- 大野 明君
- 橋本龍太郎君
- 武市 恭信君

産業公害対策特別委員

- 宇野 宗佑君
- 熊谷 義雄君
- 村山 達雄君
- 佐々木秀世君
- 橋本龍太郎君
- 山村新治郎君
- 江崎 真澄君
- 福田 一君
- 角屋堅次郎君
- 中野 四郎君
- 八田 貞義君

(議案提出)

一、去る九日、議員から提出した議案は次の通りである。

旧勲章の年金受給者に関する特別措置法案(八田貞義君外十三名提出)

(議案受領)

一、去る九日、参議院から受領した内閣提出法案は次の通りである。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る九日、委員会に付託された議案は次の通りである。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一〇九号)(参議院送付)

製造たばこ定額法案(内閣提出第二二六号)(参議院送付)

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二四号)

昭和四十年四月十三日 衆議院會議録第三十一号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

(議案送付)

- 一、去る九日、参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
- 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 一、去る九日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
- 臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案
- 石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案
- 一、去る十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
- 旧勲章の年金受給者に関する特別措置法案(八田貞義君外十三名提出)
- (回付議案受領)
- 一、去る九日、参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。
- オリンピック記念青少年総合センター法案
- (議案通知)
- 一、去る九日、次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。
- オリンピック記念青少年総合センター法案
- (議案通知書受領)
- 一、去る九日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
- 財政法の一部を改正する法律案
- (議案撤回)
- 一、去る九日、議員から、次の議案を撤回する旨の申出があつた。
- 旧金鶏勲章年金受給者に関する特別措置法案(八田貞義君外十一名提出)
- (議案撤回通知)
- 一、次の議案は、去る九日提出者が撤回した旨参議院に通知した。
- 旧金鶏勲章年金受給者に関する特別措置法案
- (八田貞義君外十一名提出)

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報

告書

- 一 議案の要旨及び目的
- 本案は、最近における暴力団その他による銃砲刀剣類の不法所持および使用の実情にかんがみ、新たにけん銃等の輸入について規制を設けるほか、銃砲刀剣類の譲渡等の取扱いに関する規制を強化しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。
- けん銃、小銃、機関銃または砲は、国、地方公共団体等を除き、何人も輸入をしてはならないものとする。
 - 建設用びよう打銃および建設用網索発射銃について、所持許可を受けた者の監督の下に作業に従事する者が、業務上使用する場合を所持の禁止から除外すること。
 - 火なわ式銃砲以外の古式銃砲についても、美術品または骨とう品として価値のあるものを登録の対象とすること。
 - 登録を受けた銃砲または刀剣類の譲渡、相続等をした場合の届出の期間を明確化し二十日以内とする。
 - 登録を受けた銃砲または刀剣類を授受する場合は、必ず登録証とともに登録簿の取扱いを整備・強化すること。
 - 銃砲刀剣類の所持許可を受けた者は、譲受人または借受人が適法に所持できることを確認した場合、または所持許可証を提示した場合でなければ、許可を受けた銃砲刀剣類の譲渡等をしてはならないものとする。
 - けん銃等の輸入禁止に伴い、新たに輸入に関する罪を設けるほか、けん銃等および猟銃の所持違反に対する法定刑を引き上げるなど罰則を整備・強化すること。
 - この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。
- 二 議案の可決理由
- 本案は、最近における暴力団その他による銃砲刀剣類の不法所持および使用の実情にかんがみ適切な措置と認め、これを可決すべきものと

議決した次第である。

なお、本案議決に際して、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。右報告する。

昭和四十年四月九日

地方行政委員長 中馬 辰猪

衆議院議長 船田 中殿

[別紙]

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり銃砲刀剣類の取締まりをさらに徹底強化するとともに左記事項について遺憾なきを期すべきである。

一、暴力団等についてとくに取締まりを強化するとともに、その不法資金源を絶つなど暴力犯罪絶滅のための対策を継続徹底すること。

二、銃砲、火薬類による危害を防止し、公共の安全を確保するため、火薬類が正常な用途以外に流出し、あるいは消費されることのないよう、関係機関協力のもとに販売、その他の取扱いについてとくに規制を強化すること。右決議する。

衆議院會議録第三十号中正誤

ページ 段行 誤 正

七〇三 二四 ついて、 ついては、

七〇三 二九 所要と 所要の

定価 一部 二十五円

発行所 東京都港区赤坂美町二番地 大蔵省印刷局 電話 東京 五八二四四二(大代)

明治三十五年三月三日第三種郵便物認可